

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会暫定委員会、国際通貨制度に関するコミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は6月10、11日の両日パリで会合、次のコミュニケを発表した。

- (1) 国際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は1975年6月10、11日、パリにおいて、J.N. ターナー・カナダ蔵相を議長として第3回会合を開催した。H.J. ウィッテフェーン IMF専務理事が同会合に参加した。委員会の討議の期間中オブザーバーとして、H.K. ベティエ世銀・IMF合同開発委員会議長、G.C. コレアUNCTAD事務局長、W. ハーファーカンプEC委員会副委員長、B. カルバシウーン OPEC事務総長補佐官、R. ラールBIS総支配人、E.V. レネットOECD事務総長、F. ロイドヴィラー・スイス中央銀行総裁、O. ロングGATT事務局長、R. マクナマラ世界銀行総裁も出席した。
- (2) 委員会は、世界経済の見通しおよびそれが国内政策運営や国際金融関係に対してどのような意味を持つかについて、専務理事等からの意見を聴取した。委員会は、対外資金調達が多くの国々にとって、当分の間引き続き最も重要な問題として存続し、それを解決するためにはそれらの諸国が信用力を高めるために最大限の努力を行うとともに、資本輸出国がこれに協力して必要な資金供給を促進するための努力を払うことが必要であるということに合意した。

- (3) 委員会は、1月の会合で得られた合意に従って、IMF理事会が基金のオイル・ファシリティーを1975年においても継続することを決定し、そのファシリティーのもとでの借り入れに対する原資を調達するために、基金が若干の石油輸出加盟国および強い対外収支ポジションにあるいくつかの他の加盟国との間で多額の貸付を受けることについてすでに決めを行ったことに留意した。委員会は、このオイル・ファシリティーの原資調達のための決めを完了するために、加盟国との協議が今後も継続されるであろうことに留意した。委員会は、現在の状況によって最も深刻な影響を受けている加盟国が、オイル・ファシリティーを通じて利用できる資金を使用するのに伴う費用の支払を援助するために、利子補給金勘定を設立することに関し進展

があつたことを歓迎した。委員会はこれまでに本件に関して支持を約束する国があつたことを歓迎するとともに、他の加盟国も可及的速やかに当勘定の設立を実現するため、同様の行動をとるよう強く要請した。委員会は、1975年7月にオイル・ファシリティーの全面的な見直しを行うとの理事会の決定を確認した。

- (4) 委員会は、金の役割について詳細な討議を行ったが、金問題の解決は以下の大まかな原則に基づいたものでなければならないとの一般的な合意がなされた。
 - イ. 国際通貨制度における中心的資産としてのSDRの役割の拡大と、その結果としての金の役割の縮小が目指されるべきである。
 - ロ. 金の公定価格は廃止されるべきである。
 - ハ. 基金と加盟国との間の支払に際して、金を使用する義務は廃止されるべきである。
- ニ. 基金の保有する金の一部は、発展途上国全般の利益、とくに低所得発展途上国の利益のために、市場価格に近い価格で売却し、他の一部は現在の公定価格で加盟国に対し売却すべきである。
- ホ. 基金の保有する金の残りの部分の扱いについては、特別多数決(high majority)で行使しうる一定の広範な権限が、基金に与えられるべきである。
- ヘ. 通貨当局相互間および通貨当局の市場における取引に関する決めについて適切な方式が見いだされねばならない。この方式は、金の公定価格が再び設定されるのを回避し、かつ通貨当局により保有される金の総量についても規定する、いくつかの決めを含むものとなろう。
- ト. 通貨当局間の他の決めに関連して、基金と協調するための適切な方式が見いだされなければならない。いくつかの国は、この種の協調が国際通貨制度における準備通貨の役割の縮小に関連すべきであるとの感触をもった。委員会は、これらの原則を基礎として最終的な合意に達するために、理事会に対して金問題をさらに検討するよう指示すべきであるとの見解であった。理事会は、加盟国が自国の保有金の一部または全部を、本目的のために基金によって発行されるSDRと交換するための金代替勘定(a gold substitution account)を設立することを検討すべきである。
- (5) 委員会は、また基金の加盟国が遵守すべき為替相場制度に関する決めについても討議した。加盟国は、為替相場の安定を促進し、秩序ある為替相場制度を維持し、国際収支調整に資する為替政策を追求するために基準および他の加盟国と協調すべき基本的な義務を

負うべきであり、また基金は加盟国の為替相場制度がどのようなものであるにせよ、加盟国がその基本的な義務に合致して行動しうるようにするための政策を実行すべきであるということについて一般的な合意があった。委員会は、基金の適当な規則および監視に従うことの条件として、安定的でしかも調整可能な平価、ならびに特別の場合における変動相場制についての規定が、「通貨改革概要」に従ってつくられるべきであるとの合意を再確認した。

(6) 委員会は、特別引出勘定および一般勘定を改善するとの原則に賛成し、残っている若干の問題の解決策について合意に達するよう理事会に指示することに同意した。委員会は、基金が保有するすべての加盟国の通貨を、適切な経済的基準に従って、基金の通常業務および取引において使用できるような効果的な規定を、改正される条項の中に含めることがとくに重要であると考えた。委員会は、基金が運営上または業務上のいかなる損失にも対応できるための収入増を目的として、基金の準備額に等しい基金の資産の一部を投資する権限につき理事会が検討し、できる限り早急に本件について報告すべきことに同意した。

(7) イ. 適切な改正条項に基づき、基金が決定を行ったときに、執行委員会(a Council)が設置されるべきことが合意された。執行委員会は、20か国委員会および暫定委員会と同様の方法で構成されるが、諮問的機能を果たすのみならず、一定の権限に基づき決定をも行う機能を有することによって基金の機能を強化することとなろう。委員会は、総務会に留保されるべき政治的または組織上の性格を有する若干の権限を除き、総務会のすべての権限が総務会の決定によって原則として、執行委員会もしくは理事会、または同時に両者に対して委任しうるべきであるという理事会の見解に同意した。

ロ. 重要事項について基金が行う決定の採択に関する多数決の問題については、現在80%の特別多数決で行えることになっている決定について、改正された条項では85%の特別多数決が必要とされるべきことが合意された。

ハ. 委員会は、協定の改正が現行の総投票権数の80%に代えて、85%の投票権数を有する5分の3の加盟国によって受諾された場合に発効する旨の協定改正案に賛意をもって留意した。

(8) 委員会は、加盟国が一次產品価格の激しい変動から生じる諸問題に対処するのを援助するための各種の提案を検討した。これに関連して、委員会は理事会に対

し輸出変動補償融資および国際緩衝在庫に対する加盟国のきょ出しに關し、きょ出国を援助するために基金の融資制度を適切に修正することを検討するよう要請した。協定改正後には、基金の緩衝在庫融資制度を使用する加盟国は、基金に対する準備ポジションの形でその国が保有している準備をそのまま維持できるようにすることが合意された。この規定は、現在は基金の補償融資制度のもとでの引出しに適用されている。

(9) 委員会は、第6次の全般的なクォータ見直しの結果としての加盟国のクォータの増額に關して、さる1月本委員会が到達した合意実施への進展状況についての理事会報告を検討した。委員会は、各加盟国について提案されるクォータ増加額についての合意達成への進展がみられたことに満足の意をもって留意した。委員会は、この見直しの結果として提案されたクォータの増額分について、協定の改正を条件として、加盟国はクォータの増加額の25%（過去には加盟国はこの部分を金で支払わなければならなかった）を特別引出権（SDR）、当該国の同意を条件とした一定の加盟国の通貨、または自国通貨により支払うという選択権を与えるべきであることに合意した。基金との同意に基づく金による支払の問題は、金に関する諸規定の一部として解決される。きょ出額の増加分の残りは、從来と同様に、加盟国の自国通貨で支払われる。また委員会は、クォータの増加額の75%を超えて払い込まれた自国通貨の額については、加盟国に対し買戻しの義務を課すべきでないことを勧告するとともに、1975年9月の総務会の年次総会で検討を行うために、できるだけ速やかに、委員会が決定した決議に基づき各加盟国別のクォータ増加額の提案とその払込みに関する規定を含む決議を総務会に対し準備し、提出するよう理事会に要請した。

(10) 委員会は、総務会の年次総会直前にワシントンにおいて会合することに合意した。委員会は明年1月ジャマイカで会合することに合意し、ジャマイカ当局の招請に対して感謝の意を表明した。

◆世銀・IMF合同開発委員会、コミュニケを発表

世銀・IMF合同開発委員会は6月12、13日の両日パリで会合し、次のコミュニケを発表した。

(1) 発展途上国に対する実物資源の移転に関する世銀およびIMFの総務会合同大臣委員会（開発委員会）の第3回会合は、H. K. ベディエ・アイボリーコースト経済財政相を議長として、1975年6月12、13日の両日、パリの国際会議センターにおいて開催された。R. マ

クナマラ世銀総裁、H. J. ウィッテフェーン IMF 専務理事、H. J. コスタンゼ 開発委員会事務局長が本会合に参加し、またこのほか、A. W. ラビディ・アフリカ開発銀行総裁、C. アヤリ対アフリカ経済開発アラブ銀行総裁、S. ヤロウディ経済社会開発アラブ基金総裁、井上四郎アジア開発銀行総裁、C. チェイソン 欧州共同体委員会委員、M. ウィリアム DAC 議長、Y. L. ポルツ欧洲投資銀行総裁、M. G. マサー GATT 事務局次長、A. O. メナ米州開発銀行総裁、E. V. レネット OECD 事務総長、G. V. レゼム国連事務次長、G. C. コレア UNCTAD 事務局長、P. ジョレス・スイス大使もオブザーバーとしてこれに出席した。

(2) 委員会は、発展途上国の短期的な国際収支見通しについての IMF の分析、および 70 年代末までの発展途上国の必要資金についての世銀の研究に関連して、発展途上国の現状および中長期予想について検討した。委員会は、ほとんどの発展途上国の情勢が引き続き悪化していることを憂慮しつつ留意した。委員会は、発展途上国が 70 年代後半に十分な成長率を達成するためには、それら諸国が公的部門および民間部門双方の資金を大幅に増大することが必要であり、かつ、そのほかでは、とりわけそれら諸国がそれと同時に国内資金の流動性を高め、輸出を拡大させる努力を行わなければならぬという、世銀の研究結果を大要において了承した。とくに、委員会は、低所得国が非常に困難な局面に直面していることを痛感し、それら諸国からの優遇条件での援助要請に優先的に応じるべきであることを勧告した。委員会は、中・高所得発展途上国が多額の追加的外資調達を必要としていることについての世銀の研究結果に同意した。委員会は最も深刻な影響を受けている発展途上国の国際収支上の必要額は 1975 、 1976 の両年においても引き続き多額なものとなろうという IMF の研究結果に留意しつつ、現存および新規のしくみを通じて、この必要額を充足するための緊急措置をとるよう勧告した。

(3)かかる状況のもとで、委員会は、2 国間および多数国間双方の政府開発援助の実質額および内容を改善すること、また貧困の度合いが大きい諸国に対するシェアを拡大することという観点から政府開発援助の配分を検討することの緊急性を再度強調し、かつ先進工業国および資金余剰石油産出国双方がこの目的のための支援的措置をとるとの約束を再確認した。委員会は、若干の委員が援助額を拡大し、質を改善することを決定したのを歓迎したが、一方、現在の援助額が、第 2 次の「開発のための 10 年」の中間時点目標である GN

P の 0.7% という目標をいまだ大幅に下回っていることに留意した。これに関連して、委員会は、IDA の第 5 次増資交渉の開始が本年後半に予定されていることに留意した。IDA 借入国が追加資金を必要としていることからかんがみ、実質ベースでの資金の拡大を行うことが最も望ましいということが合意された。

(4) 委員会は、発展途上国の成長率を満足なものとするよう支援するために、世銀および地域開発銀行が、その資本構成および資金の供給力に応じて融資計画の拡大を行うべきであるということに合意した。委員会は、開発金融諸機関の資本金を見直すことを強く要請した。

(5) 発展途上国が直面している深刻な困難に対処するため、委員会は、その最初の具体的な措置として、IDA の融資条件と世銀の融資条件との間の中間的な条件で融資を行う新たな融資制度(いわゆる「第 3 の窓」)を、世銀内部に 1 年間設置することを全会一致で支持することを決定した。委員会は、さらに、他の世銀融資活動とは別個に、1975 年 7 月 1 日から始まる会計年度中に 10 億ドルの範囲内で発展途上国に融資を行うために、当該年度中にその設置に着手するよう世銀に要請することを決定した。これらの資金は限られたものであるため、年間 1 人当たり所得 375 ドル未満の発展途上国を優遇するような融資基準が必要とされるであろうが、その基準の上限についていくぶん彈力性をもたせる必要がある旨了承された。また、「第 3 の窓」による融資活動は、最貧困発展途上国および中・高所得発展途上国双方に対する他の世銀グループの融資に対してある程度の再分配効果を与えることができるかもしれないということが指摘された。委員会は、先進工業国および石油輸出国のうち 11 か国が利子補給基金に対しきょ出しを申し出たことについて満足の意を表明した。他のいくつかの諸国は、多数国の参加体制のもと現在の困難な状況におかれている発展途上国を援助するための、先進工業国および石油輸出国によるこのような協調的努力に対して、支援の可能性を表明しつつも、同時にいくつかの代替的資金調達方法を示唆した。

(6) 委員会は、今後 2 、 3 年間の低所得発展途上国の国際収支上の必要資金をまかなうため、きわめて優遇された融資条件での追加的資金を供給する「特別信託基金」を IMF の管理下に設立するとの提案についての世銀および IMF の理事会報告を検討した。委員会の若干の委員は、かかる基金をできるだけ速やかに設立することが緊要であるとの感触を表明した。信託基金

について早期に具体的行動をとることを促進するため、委員会は、このような信託基金設立に関するすべての側面を検討することおよび考えられるすべての資金源についての研究を継続すること、を IMF理事会に対し要請することに合意した。

(7) 発展途上国が必要とする資金規模の大きさからみて、開発のための総必要資金を充足するのを助けるうえで、民間資金が引き続き大きな役割を果たさなければならぬということが認識された。委員会は、発展途上国が資本市場で取引する機会を高めかつ拡大する措置の重要性に留意し、またそのような市場での取引の機会を求めている発展途上国に対し専門的援助を拡大することを勧告した。委員会は、発展途上国が資本市場で取引する機会に影響を及ぼす規制および他の制約条件について見直すために、また、多数国による保証の利用をはじめ発展途上国が民間市場で取引するのを支援するための諸提案をさらに研究するため、作業グループを設置することに合意した。作業グループは、次回会合においてその進捗状況に関する報告書を提出しなければならない。

(8) 委員会は、発展途上国がその輸出の主要部分を占める一次產品の価格および輸出額の変動により国際収支および開発支出ならびに投資水準維持に関して深刻な問題に直面する可能性があることを認識した。委員会は、かかる変動を減少させるための有効な措置の必要性とそれが開発努力に対し大きく寄与するであろうことを認めた。委員会は、適切な協定を交渉する提案をはじめ、一次產品価格または輸出額の変動を緩和するために最近とられた措置および検討中のその他の措置に留意した。多数の委員は、世銀および地域機関に対し、緩衝在庫融資制度を含め、一次產品安定化計画の資金調達面での援助手段について研究するよう要請した。また、多くの委員は、「すぐ緩衝在庫」に対する融資を検討するという世銀の提案を強く支持する旨表明した。委員会は、暫定委員会が IMF理事会に対し IMFの輸出変動補償融資制度および緩衝在庫融資制度の融資条件の適切なる変更を検討するよう要請したこと歓迎した。

(9) 委員会は、また、適切な貿易自由化政策が発展途上国に対し多大の恩恵を与えることに留意し、現在行われている多数国間貿易交渉において貿易自由化の最大限の前進が行われるよう強い希望を表明した。

(10) 委員会は、世界食糧会議の結果設定された新たな制度的決めおよび提案されている国際農業開発基金の創設のための措置の開始に留意した。

(11) 次回会合は、世銀・IMFの総務会年次総会の際に、9月の第1週ワシントンにおいて開催されることが合意された。また、1976年1月ジャマイカにおいて IMF暫定委員会が開催される機会にも会合することが合意された。

米 脳 諸 国

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

米国議会は6月26日、6月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(1,310億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を本年11月15日までの期限付きで1,770億ドルに引き上げる(この結果、債務限度額全体では5,770億ドル)法案を可決した。

政府原案では、臨時限度額を明年6月30日までの期限付きで1,310億ドルから2,176億ドルへ866億ドル引き上げ、債務限度額を6,176億ドルとすることとしていたが、議会審議の過程で、上記のように修正されたものである。

欧州およびアフリカ諸国

◇EC委員会、6~9月の域内鉄鋼生産削減を提案

1. EC委員会は6月11日、本年6~9月の域内鉄鋼生産を前年同期実績比15%方自主的に削減することを提案した。本提案による各国別の減産率(いずれも前年実績比)は次のとおり。

(単位・%)

	1975年 6~9月 減産率	(参考)		1974年実績 月平均 [•] (千トン)
		1975年1~5月 減産率(実績)	1974年実績 月平均 [•] (千トン)	
西 ド イ ツ	△ 22.2 (3,475)	△ 17.1 (3,667)	4,436	
フ ラ ン ス	△ 9.9 (1,825)	△ 19.3 (1,910)	2,250	
イ タ リ ア	△ 14.6 (1,650)	△ 1.1 (1,978)	1,988	
英 国	△ 4.0 (1,800)	+ 4.5 (1,920)	1,869	
オ ラ ン ダ	△ 14.8 (388)	△ 12.9 (434)	486	
ペ ル ギ 一、 ルクセンブルク	△ 17.4 (1,512)	△ 21.2 (1,567)	1,889	
デ ン マ ー ク、 アイルランド	0 (50)	△ 1.7 (45)	54	
合 计	△ 15.4 (10,700)	△ 11.2 (11,521)	12,972	

(注) カッコ内は生産トン数(月平均・千トン)。

2. EC鉄鋼業界は、域内のみならず世界的な景気後退

から受注の大幅減(1～5月では前年同期比-31.4%)、域内販価の下落(最近の販価は前年比-25～-35%)などこのところ一段と不況色を強めている。こうした状況下、フランスの業界を中心にEC委員会に対し強制的減産、輸入制限などを要求する声が強まっていたが、一方、EC委員会の干渉をきらう西ドイツ、英国などの反対が強く、結局、今回のEC委員会提案は両者の妥協として上記のような自主規制の形をとることとなった。しかしながら、本提案はあくまでも強制力を有するものではないえに、各国別の減産率に対し、すでに英国、イタリア、フランスの業界を中心に不満が表明されていることなどから、どの程度有効に機能するか疑問視する向きもある。

◆ EC委員会、主要繊維品に対する輸入監視制度を実施

EC委員会は、主要域外繊維輸出国(17か国)からの特定繊維製品22品目^(注1)を対象とする輸入監視制度を7月1日から実施した(適用期間は1年間)。EC委員会は今回の措置につき、域外からの輸入に関する情報収集を目的とするもの^(注2)としている。しかしこれについては、①適用対象国がECと繊維交渉を行っている国に限定されていること、②対象品目もECがかねてからその輸入増加を警戒していた品目に限られていること、などから、当面はともかく、先行きこれがセーフガード条項の適用等、当該国、当該輸入製品に対する制限的措置の導入につながりかねないことを懸念する向きもみられる。

(注1) 対象品目のうち主なものは次のとおり。

合織、長繊維織物、綿糸、綿織物、メリヤス手袋、メリヤス・シャツ、タイツ、運動着、綿ハンカチ。

(注2) EC共通輸入規則第7条によれば、輸入監視制度は「第三国から輸入される品目がEC内の同種または競合する品目の生産者に損害を与えるおそれがある場合およびECの利益上それが必要な場合に導入できる」とされている。

◆ 英国、住宅金融協会出資金配当率の引下げ等

1. 英国の住宅金融協会(Building Societies)は6月1日、1973年10月以降7.5%(税引き後)に据え置いていた出資金配当率(investment rate)を0.5%引き下げ、7.0%とした(同時に預金利も7.25%から6.75%へ引下げ)。これは住宅金融協会連合会(Building Societies Association)がさる4月下旬、一般の商業銀行預金利の低下などから出資金配当率の引下げを勧告したことに対処した措置である。ただし抵当貸付金利は、73年9月15日に1%引き上げられ11.0%と定めて以来据え置かれてきた経緯などにかんがみ、今回は変更されないこととなった。

2. また政府は6月24日、住宅金融協会の特別貸出^(注)

(special advance)の1件当たり限度額を13千ポンドから20千ポンドへ引き上げる方針を発表した。今次措置は、上記限度が71年以降13千ポンドに据え置かれ、その後の物価上昇にかんがみ限度引上げの要請が強まっていたことに対処するためのものである(ただし住宅金融協会法〈Building Societies Act〉に基づく議会の承認が必要)。

(注) 住宅金融協会が行う1件当たりの貸出額が上記限度額を超えるものを特別貸出として、これを年間総貸出件数の10%以内にとどめるよう制限が課されている。

◆ 英国、国民投票で「EC残留」を決定

1. 英国では6月5日、史上初の国民投票が行われEC加盟存続の可否が問われた。その結果は、下記のとおり加盟存続賛成票が圧倒的多数を占め、英国のEC残留が確定した(カッコ内は得票率)。

賛成票 17,378,581票(67.2%)

反対票 8,470,073票(32.8%)

投票率 63.2%

2. ウィルソン首相は翌6日、「本決定により、14年間にわたる国民的論争は終了した。これまでEC加盟存続に異を唱えてきた人びとも今や英国の経済的困難を克服する任務に参加すべきである」との声明を発表した。

また同首相は6月10日、次のような閣僚交替人事を発表した。

産業相 Eric Varley(前エネルギー相)

エネルギー相 Anthony Wedgwood Benn(前産業相)

教育・科学相 Frederick Mulley(前運輸相)

海外開発相 Reginard Prentice(前教育・科学相)

運輸相 John Gilbert(新任)

今回の人事は、かねて閣内にあってEC脱退を主張してきたベン産業相ら労働党左派閣僚に対する処遇の意味がこめられていると一般に受けとめられており、ベン産業相のエネルギー相への横すべりは事実上の降格との見方が多い(ただし後任のヴァーレイも左派)。また、EC反対派のハート前海外開発相は閣外に去った。

◆ 英国の銀行国有化問題について

英國労働党は6月9日、党国内政策委員会(委員長ベン・産業相^{当時})において銀行の国有化問題を討議した。伝えられるところによれば、事務局が作成した委員会討議資料は、「銀行部門を国民経済の発展によりよく貢献させるためには、交換所加盟銀行大手4行のうち少なくとも1行を国有化することが必要である」との提言を主内容としている。その場合、かりに大手4行すべて

を国有化するようなケースを想定するにしても、「1946年のフランスにおける銀行国有化方式にならぬ、いずれか1行に統合するのではなく、それぞれ別個の企業体としてとどめる」方向で検討するように提案しているといわれる。

本件は当初、秋の党大会において来年度の政策運営方針に盛り込まれるものとみられていたが、同委員会はとりあえず明年中にレポートのかたちでとりまとめることとし、本年の党大会での検討は見送ることになった模様である。

本問題に関し労働党政府側では、デル支出総監(閣外相)が6月12日、下院における書面答弁の中で「政府は大手銀行4行のいずれについても、これを国有化する計画はない」ことを明らかにしている。

◇西ドイツ、預金準備率を再引下げ

ブンデスバンクは7月3日、定例中央銀行理事会において、対内債務および対外債務に対する最低準備率を現行水準比一律10%引き下げる旨決定、発表した(本措置の実施は7月1日にそとされ、これに伴う解放資金量は約40億マルク)。

クラーゼン同行総裁は本措置について、「金利低下が

西ドイツの最低準備率

(7月1日以降、単位: %)

金融機関規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
対象債務 10億マルク以上	13.55 <15.05> (29.0)	10.40 <11.55> (29.0)	9.35 <10.40> (24.85)		
同 1億マルク以上 10億マルク未満	12.50 <13.90> (29.0)	9.35 <10.40> (29.0)	8.35 <9.25> (24.85)	6.25 <6.95> (20.7)	5.20 <5.80> (20.7)
同 1千万マルク以上 1億マルク未満	11.45 <12.70> (29.0)	8.35 <9.25> (29.0)	7.30 <8.10> (24.85)		
同 1千万マルク未満	10.40 <11.55> (29.0)	7.30 <8.10> (29.0)	6.25 <6.95> (24.85)		

(注) 1. 増加額準備率は、対居住者債務 : 70年12月以降停止。
対非居住者債務 : 74年1月 "。

2. < >内は対居住者債務旧適用率。

3. ()内は対非居住者債務新適用率。

4. 当座性債務、貯蓄預金のI、IIは次の区分による。

I ……ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関

II ……その他の地域の金融機関

中断しないよう金融市场の量的緩和を図ったもの」との説明を行っている。

◇西ドイツ、8%もの連邦債を発行

西ドイツ政府は6月中、本年第4、5回目の連邦債を発行した。これにより年初来の発行累計額は3,300百万マルクに達し、前年同期実績(500百万マルク)を大きく上回った。今回の起債は、長期資本市場が好調な地合いにかんがみ、本年の大幅財政赤字を早めにファイナンスするというねらいがあったとされている。なお、クーポン・レートは5月発行の第3回連邦債に比し0.25%低下し8%となった。

発行要領等次のとおり。

<参考>

	第4回 連邦債	第5回 連邦債	(5月発行の (第3回連邦債)
発行額	660百万マルク	660百万マルク	(660百万マルク)
表面金利	8.0%	8.0%	(8.25%)
期間	8年	8年	(8年)
発行価格	98.75%	98.75%	(99.5%)
応募者利回り	8.22%	8.22%	(8.34%)
売出し期間	6月9日～11日	6月26日～7月1日	(5月21～23日)

(ただし上記
(発行額中
600マルク))

(ただし上記
(発行額中
600マルク))

(ただし上記
(発行額中
600マルク))

◇フランス、公定歩合を引下げ

1. フランス銀行は6月5日、公定歩合を0.5%引き下げ(10.0→9.5%)、即日実施する旨決定した。今次引下げは年初来4回目のものであり、この結果累計引下げ幅は3.5%となった。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート、75年4月10日以降適用)。

基準割引歩合 9.5%(10.0%)

証券担保貸付 10.5～12.0% (10.5～12.0%、据置き)

輸出関係手形

短期手形 9.5%(10.0%)

中期手形

EC諸国向け 9.5%(10.0%)

その他諸国向け 4.5%(4.5%、据置き)

大蔵省証券買入れ利率 4.0%(4.0%、")

2. 今次引下げは、最近の金融市场金利の低下傾向(コール・レート翌日もの、5月初8%→6月4日7.5%)を追認するとともに、為替市場の動向(短資流入圧力の持

続)さらに国内景気後退に対する配慮から実施されたものである。もっとも、引下げ幅は0.5%と小幅にとどめられており、同行のインフレ心理再燃に対する警戒感は依然根強いものとみられている。

◆フランス、市中貸出金利を引下げ

フランスの民間商業銀行である商工銀行(Le Crédit Industriel et Commercial)は6月10日、短期貸出基準金利の0.5%引下げ(10.3→9.8%)をはじめとする一連の貸出金利引下げ(商業手形割引歩合11.3→10.8%、当座貸越12.35→11.85%)を決定、他の市中銀行もただちにこれに追随した(6月11日実施)。

今回の引下げは年初来4回目のもので、従来同様、フランス銀行の公定歩合引下げ(6月5日、10.0→9.5%)および最近の金融市場金利の低下に伴う資金コストの軽減に対応して決定されたものである。

◆フランス銀行、預金準備率の引下げおよび貸出準備率高率適用制度の運用方針を決定

1. フランス銀行は6月12日、要求払預金残高に対する準備率の引下げを決定(15.0→11.0%、6月21日から始まる計算期間から実施)、17日には、75年下期の貸出準備率高率適用制度の運用方針を以下のとおり決定した。

(1) 75年下期の基準貸出枠

各月末の基準貸出枠は、74年下期貸出残高をベース(100)として次のように定められる。

6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
一般貸出	105	106	106	107	108	109	112

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
短期輸出信 用	112	114	116	118	120	122	124

(この結果、本年12月の一般貸出にかかる基準貸出枠増加率は年率+12%と6月<同+10%>比若干増加)

(2) ベースとなる74年下期の貸出残高の算定方式、未使用枠の繰延べ使用、対象外貸出および罰則準備率適用方法等は従来の規則に同じ(1月号「要録」参照)。

2. これらの措置は、フランス銀行の金融引締めスタンスがいくぶん弾力化したことを見示すものではあるが、①預金準備率の引下げは、これに伴う資金解放額(約80億フラン)がその後同行の売オペにより吸収されている点からも明らかとなおり、流動性強化効果というよりも、市中貸出金利引下げ(前項参照)を側面的に支援、促進することにねらいがあるとみられること、②下期基準貸出枠の増加率も引締め強化をみた昨年と同一であること、などからみて、基本的には依然慎重な政策運営態度がうかがわれる。

◆フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は6月2日、現行時間当り最低賃金(6.95フラン<3月1日以降適用>)を2.5%引き上げ7.12フランとし、6月1日から実施することを決定した(前年同月比では+19.7%)。

最低賃金は、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき、消費者物価上昇率が前回最低賃金改訂時(本年3月の場合。ただし改訂の基準となる物価は本年1月水準)以来2%以上上昇した場合、これにスライドして引き上げこととなっており、今回の引上げもこの規定に沿って決定されたものである(4月の消費者物価指数は149.5となり1月<145.9>比+2.5%)。

◆フランス、若年労働者雇用対策を決定

1. フランス政府は6月3日、若年労働者の雇用促進を主眼とする概要以下の対策を閣議決定した。

(1) 新規採用特別奨励金の支給

イ. 政府は、25歳未満の新規求職者、または年齢に制限なく職業紹介所における登録期間が6ヶ月を超えた求職者を本採用した企業に対し、採用月から6ヶ月間に限り奨励金(注)を支給。

(注) 本年6月15日から10月1日の間に採用する場合には採用者1人当たり月額5百フラン、10月1日から12月1日の間に採用する場合には同3百フランを支給。

ロ. 政府は、本年末までに若年労働者(25歳未満、以下同じ)を見習いとして採用し、かつ2ないし3ヶ月間の職業訓練を実施した企業に対してもイ.と同様6ヶ月間奨励金(注)を支給。

(注) 職業訓練期間中(2ないし3ヶ月間)は法定最低賃金(6月1日以降1,315.10フラン)の100%、その後の3ないし4ヶ月間は同30%を支給。

(2) 失業者の職業再教育奨励等

職業紹介所登録中の若年労働者が職業教育専門機関において教育訓練を受ける場合には、政府は特別手当を支給するなどの配慮を行う。

(3) 公務員の追加採用

郵政省職員(注)を主体に年内に1~2万人を追加採用。

(注) 政府は昨年発生した史上最長(10月17日~12月2日)の郵便ストを収束するにあたり、集配部門を中心とする雇用増大等を公約していたが、今次決定はこの公約実現の一環をなすものともみられている。

2. 今次措置は、このところ急増をみている失業者(5月末の求職者数<季節調整済み>は83.5万人)のうち25歳未満の労働者がほぼ半数を占めていること、しかもバカンス明けには約30万人の新規学卒者の労働市場参入が

予定されていることなどの情勢に対処するために打ち出されたものであり、一般にはこれにより約20万人に雇用機会が提供されると見込まれている。

◇フランス労使、操短対象労働者の所得保証に関する新協定を締結

1. フランス経団連は6月23日、主要労働組合代表との間に、操短対象労働者の所得保証に関する新協定(1968年2月締結の旧協定を拡充、75年末までの期限協定)を締結した。新協定の概要は次のとおり。

- (1) 企業は操短対象労働者に対し、喪失労働時間につき、現行(時間当り)賃金の50%相当額を支給する。
 - (2) 当該保証金の最低限度は時間当り7フラン(現行5.1フラン)(注)とし、法律に基づき定められる最低賃金(現行7.12フラン<別項参照>)が今後7.7フランを上回った時点で上方修正を行う。
 - (3) 保証の対象となる喪失労働時間数の最高限度を、現行の1人当たり年間320時間から470時間に引き上げる。
 - (4) 協定は政府の同意を得た後に発効する(政府は7月中旬にも本協定に同意を与えるものと見込まれている)。
- (注) 保証金のうち、国庫負担は現行時間当り2.1フラン。また今次改訂に伴う国庫負担は、喪失労働時間総数により次のようになるものとみられている。
- | | | |
|------------------|-------|--------|
| 喪失労働時間総数年間80時間未満 | | 2.5フラン |
| " 80時間以上160時間以内 | | 3.5 " |
| " 160時間超470時間以内 | | 4.5 " |

2. 今次協定は、頃来の景気低迷に伴う失業増大に加え、このところ操短対象労働者が著増している(4月約36万人、前月比5万人増)ことに対処して締結されたものである。

◇フランス、物価凍結措置等を決定

1. フランス政府は6月3日、概要以下のような物価対策を決定した。

- (1) 物価凍結(6月4日実施)
衣料品(下着類を含む)、くつ、陶器等家庭用消費財10品目の価格を9月15日まで凍結。
- (2) 商業マージンの規制(6月4日実施)
輸入製品あるいは輸入原材料による製品(食用油、魚介かん詰、コーヒー、カメラ、ラジオ等14品目)の商業マージンにつき許容上限(注)を設定。
(注) たとえば、ラジオの販価は仕入価格の1.90倍を上限とする等。
- (3) 石油製品価格の引下げ(6月4日実施)
自動車用ガソリンを除く家庭用、工業用石油製品価格をそれぞれ2%ないし7%引下げ。
- (4) 賦税信用金利の引下げ(7月1日実施)
74年6月12日以降の適用金利(年利21.3%)を1.5%ボ

イント引き下げ19.8%とするとともに、賦税信用金融機関のコミッションも1.5%ポイント引き下げ1.2%前後とする。

2. 今次措置は、4月の消費者物価(5月末発表)が騰勢を強め(前月比+0.9%、2、3月同+0.8%)、工業製品卸売物価の低下(74年7月以降10ヶ月連続低下)が小売段階に十分反映されていない状況にかんがみ、政府が本年の物価抑制目標(消費者物価年間上昇率8~9%)を達成するために急きょ決定したものである。

◇フランス、為替管理の一部を緩和

フランス政府は6月19日、概要次のような為替管理の一部緩和措置を決定した。

(1) 外貨借入れの自動認可対象の拡大等

役務の享受・提供に係る外貨借入れ(役務享受の対価手当でのための借入れおよび役務提供の対価を引当てとする借入れ)を自動認可の対象に加える(従来は貿易取引に係る外貨借入れのみ)。また従来、居住者外貨預金勘定の貸借記は貿易取引決済の場合にのみ認められていたが、今後はすべての取引について同勘定の貸借記による決済を認める。

(2) 先物予約期間の一部延長

資本財の輸出契約締結に伴い、被仕向け地で調達する原材料の購入資金に係る為替リスク・カバーのための先物取引(買為替)については、現行規制(予約期間は最長3ヶ月)の対象外とする。

◇イタリア、商業銀行に対する商業手形再割引に係る罰則金利の適用方式を変更

1. イタリア銀行は6月24日、商業銀行(aziende di credito)に対する商業手形再割引に係る罰則金利の適用方式を以下のとおり変更し、7月1日から実施する旨発表した。

「イタリア銀行は、商業銀行に対し商業手形の再割引を行う場合、当該再割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)における商業手形再割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%<従来は支払準備積立所要額の5%>を超える銀行については、3.0%(据置き)の罰則金利を適用する」。

2. イタリアでは、本年1月30日支払準備制度が改正され、従来は適用対象金融機関種別に定められていた準備率が一本化されるとともに引き下げられた(注)。ただし当局としては、金融市場へのインパクトが中立的に保たれることを意図していたにもかかわらず結果的には支払準備積立所要額が減少し、これに伴い罰則金利適用基準が

実質的に厳しくなった。このため、今次措置によりあらためて上記インパクトの中和化が図られたものとみられている。

(注)	商業銀行	旧準備率 22.5%	新準備率 20.0% } 15.0%
	貯蓄銀行および第1種勧業抵当銀行		

◇イタリア、対外ポジション規制の一部緩和を発表

1. イタリア為替局は6月16日、74年7月19日に導入(実施は7月22日)した外国為替公認銀行に対する対外ポジション規制(49年8月号「要録」参照)を次のとおり一部緩和する旨発表し、即日実施した。

- (1) 対外ポジション規制のうち外国為替公認銀行に対する対外債務残高規制(対外ポジションが債務超となっていいる銀行は、74年7月19日現在の残高以上に对外債務を増加させてはならないとするもの)については、これを6月16日以降廃止する。
- (2) 外国為替公認銀行が対外ポジションを債権超とすることは從来どおり禁止する。

2. 今次措置について市中銀行筋では、これにより对外借入れを積極化し、国内向け貸出の増加を通じて景気回復に寄与できるとの見方を示している。

◇イタリア、統一地方選挙の開票結果

1. イタリアでは、6月15、16両日にわたくて州、県および市町村議会の議員を選出する統一地方選挙(注)が実施された。今次選挙の開票結果を州議会議員選挙についてみると次表のとおりである。

(注) 統一地方選挙は5年ごとに実施され、今回は全国20州のうち5特別州を除く15州、同95県中86県、同8,065市町村中6,345市町村で行われた。

	前回の統一地方選挙 (70年) (実施)	前回の総選挙 (72年) (実施)	今回の統一地方選挙
キリスト教民主党	37.9 %	38.4 %	35.3 %
共産党	27.9	28.3	33.4
社会党	10.4	9.8	12.0
イタリア社会運動 (ネオ・ファシスト)	5.9	8.1	6.4
社会民主党	7.0	5.2	5.6
共和党	2.9	2.9	3.2
自由党	4.7	3.9	2.5
プロレタリア社会党	3.2	2.6	1.4
その他の	0.1	0.8	0.2

(注) 1. 政党別得票率。

2. 現モロ内閣はキリスト教民主党と共和党の連立、ただし社会党と社会民主党が閣外協力をやっている。

資料: Il Sole 24 Ore 紙。

2. 今次選挙においては、与党(第1党)キリスト教民主党的勢力が大きく後退した反面、共産党は顕著な進出を示し、キリスト教民主党との票差を大幅に縮小した(得票率格差今回2%、前回総選挙および地方選挙時10%)。このような共産党進出の背景としては、①選挙権有資格年齢の引下げ(21→18歳)により失業増大のしわ寄せを受けている若年層が同党に票を投じたこと、②不況の長期化に伴う失業者数の急増を背景に雇用確保を望む労働者の票が、キリスト教民主党から共産党に流れたこと、などをあげる向き(主要紙)が多い。

今次選挙結果について産業界の一部では、イタリア経済の先行きを懸念する声を強めており、ちなみにアニエッリ・イタリア経営者団体連盟会長は、「今後、連立内閣の内部で政策運営方針をめぐり対立が生じたりして、昨年春以降のような政情不安が再燃するおそれもあり、その場合の経済に与える影響は大きい。また共産党の進出に伴い企業の設備投資意欲が減退することは避けられまい」との見解を示している。

◇スイスのアルミ会社、SDR建ユーロ債を発行

1. スイスの有力アルミニウム・メーカーであるアルスイス・インテルナシオナル(Alusuisse International N.V.、略称 Alinter)は6月1日、世界最初のSDR建社債を発行した。発行条件等、次のとおり。

- (1) 起債額…50百万SDR
- (2) 満期…1980年(期間5年)
- 期限前償還…1978年6月15日以降
- (3) 利回り…9%(額面発行)
- (4) 払込み・償還・利払い…米ドル使用(払込みの場合には契約時のSDR価値で、償還、利払いの場合はそれぞれ5営業日前の価値で米ドル換算)

- (5) 課税…源泉課税
- (6) 上場…ルクセンブルク証券取引所

2. 本社債は、結果的に当初発行予定額(30百万SDR)を上回り増額されたのみならず、クーポン・レートも当初予定(9.25%)を下回る水準に落ち着くなど、好調な消化を示した。これは主として、①SDR建のため為替相場変動リスクが少ないとみられたこと、②オイル・マネーを擁するクウェートの銀行(Kuwait International Investment Co.)が引受け幹事として参加していること、などによるものとされている。

◇オーストリア、金融緩和措置および資本輸入制限緩和措置を実施

1. オーストリア中央銀行は6月20日、次のような貸出

増加額規制の延長等を決定、発表した。

(1) 1972年11月に導入され、その後延長を続けてきた貸出増加額規制をさらに6か月延長、本年末まで実施する。

(2) 貸出増加率は従来同様各月1%増とするが、増加率計算基準時点を従来の74年末から75年6月末に変更する。これに伴い総額(月ベース)は、現行比6%増の33.4億シリングとなる。

なお、本措置について同行では、「従来のスタンスを維持するものであるが、今後とも市場にひっ迫圧力が加わらないよう配慮していく」とのコメントを付している。

2. また同行は同じく6月20日、資本輸入制限緩和の方針を発表した。同行コミュニケーションによれば、その内容は次のとおり。

- (1) 非居住者のオーストリア国内の建築物(1972年11月29日以前に着工されたものに限る)購入を許可する(即日実施)。
- (2) 海外からの直接投資を工業、商業に限り認める(建設業に対する投資は除外)。
- (3) 観光業および卸売業向け対内直接投資を許可する。

◇アイルランド政府、インフレ対策を発表

アイルランド政府は6月26日、インフレ対策を織り込んだ補正予算措置を発表した。同政府は、これにより消費者物価を年内に4%ポイント引き下げ、年率20%程度の上昇率に抑制することができる(5月の前年同月比+24.5%)と期待している。今次措置の主な内容は次のとおり。

(1) 補助金の支給

公営交通、都市ガス、パン・ミルク・バター等食料品を対象に補助金を支給して価格引下げを図る。

(2) 所得税の引上げ

課税対象所得が1,550ポンドを超えるものについては税率を35%から38.5%に引き上げる。

(3) 雇用奨励金制度の導入(注)

企業が新たに登録失業者を雇う場合、来年3月末までに限り1人当たり週12ポンド(その後は6月末まで週6ポンド)の雇用奨励金を支給する。

(注) アイルランドの雇用情勢はこのところ著しく悪化しており、5ヶ月の失業率は8.5%(失業者数95.7千人)に達している(74年末失業者数83.5千人)。政府は本措置により新たに15~20千人の雇用機会を造出できるものと見込んでいる。

◇スウェーデン、貸出増加額規制の改訂等

1. スウェーデン中央銀行は4月17日、本年6月30日現在の貸出残高にかかる貸出増加額規制(商業銀行貸出を

対象)を緩和し、1973年末の貸出残高比22%増(従来は20%増)とする旨決定、発表した。なお、住宅建築向け融資は引き続き規制対象外とされている。

本措置により、本年上半期の貸出増加限度額は45億クローネ(従来は35億クローネ)となった。

また同行はこれと同時に、住宅債、事業債等の発行利率を1%ポイント引き上げる旨決定した(ただし銀行の預金・貸出金利は据置き)。

2. これらの措置に関しスウェーデン中央銀行は、「産業向け融資の拡大をねらいとするものであり、最終的には輸出生産力および競争力を強化し、経常収支赤字の解消に資することを目的としている。債券利率の引上げも産業向け長期融資拡充のための資金確保をねらったものである」旨コメントしている。

3. 上記措置とも関連し、ヴィックマン・スウェーデン中央銀行総裁は5月23日、本年の産業向け貸出資金を20億クローネ拡充する旨明らかにした。同総裁によれば、このうち10億クローネは保険会社および年金基金の貸出により、残り10億クローネは企業の証券(株式、債券)発行により原資調達が行われるとされている。

◇スウェーデン投資銀行、SDR建債券を発行

1. スウェーデン投資銀行(注)は6月13日、SDR建債券の発行を発表した。

発行条件等は以下のとおり。

起債額……40百万SDR(応募価格は6月19日の

SDR価値、1SDR=1.24648ドルで計算)

期間………7年

利率………年9%(額面発行)

引受け主幹事……Credit Suisse White Weld社
利払・償還……ドルを使用(ドルのSDR価値は

利払い・償還の5営業日前の水準で換算)

募集締切り日……6月19日

(注) スウェーデン投資銀行(Sveriges Investeringsbank)は、商工業向け融資および輸出信用等の拡充強化を目的として1967年に設立された。

2. なお、スウェーデン投資銀行によるSDR建債券の発行は、スイスのアルスイス社(別項参照)による社債発行に次ぐものであるが、前回より発行条件が応募者にとり不利である(期間が2年長い)にもかかわらず、その消化は順調であったと伝えられている。ちなみに、フィナンシャル・タイムズ紙は、「今回発行の引受け幹事団にはアラブ系金融機関は含まれていなかったが、スイス筋

を中心に応募は好調であった」旨コメントしている。

◇スウェーデン中央銀行、地方公共団体の対外借入れ自粛を要請

1. スウェーデン中央銀行は5月下旬、地方公共団体に対し、銀行経由による対外借入れの自粛方を要請した。

これは、昨年8月の対外借入れ規制撤廃後、全般に対外借入れが激増する傾向にあり、なかでも地方公共団体による借入れは本年初来900百万クローネの巨額に達していることにかんがみ、「この行き過ぎがスウェーデンの対外信用を損なうおそれがある」(中央銀行スポーツマン)との判断にたって行われたものとされている。

2. なお、同行は地方公共団体に対し、対外借入れに代わる資金調達の方法として、自治体向け融資機関(Kommunlaneinstitut, Kommunkredit等)を通じた起債を奨励、また巨額の対外借入れを行う計画をもつ地方公共団体は、事前に中央銀行と協議するよう勧告した。

◇デンマーク、輸出信用供与制度を強化

1. デンマーク議会は6月初旬、輸出信用審議会(注)の資金拡充に関する法案を可決、この結果同審議会の資金は150億クローネから220億クローネへと引き上げられた。
2. 最近デンマークでは、海外需要の減退を映して輸出が伸び悩み状態にある(輸出の季節調整済み前年同月比、75年1月+12.6%、2月+5.5%、3月-6.9%)ため、本措置は金融面からの輸出促進を企図したものとみられている。

(注) 輸出信用審議会

1974年9月、輸出信用を優遇的な条件で供与する目的で設立された機関(中央銀行および商業銀行による出資)。

◇ノルウェー、第一線準備率を引下げ

1. ノルウェー政府は5月下旬、ノルウェー中央銀行の要請に基づき、商業銀行に課せられている第一線準備率を引き下げ(預金総額10億クローネ以上の商業銀行については準備率を1%引き下げて4%とし、10億クローネ未満の銀行については準備率を撤廃<従来3%>)、6月1日以降実施する旨決定、発表した。

なお、本措置による資金解放額は約350百万クローネとされている。

2. 本措置に関しノルウェー中央銀行は、「商業銀行の流動性がこのところひっ迫状態を続けており、このままでは当局が設定した本年の貸出目標額の達成も困難であるとみられるに至ったことから実施したもの」とコメントしている。

◇ノルウェー政府、為替変動保険制度の新設を提案

1. ノルウェー政府は5月21日、為替相場の変動に起因するリスクを補償する保険制度新設案を議会に提出した。

本案の概要以下のとおり。

(1) 基金

輸出業者が支払う保険料(保険料は、リスクの程度、カバーする期間等を勘案して決定)による。ただし保険金の支払が基金総額を上回った場合は、貿易省が不足分を補てんする(これも30億クローネを限度とする)。

(2) 保険料・保険金

保険料は別途設ける特別基金に納入され、輸出信用保証機構がこれを管理する。保険金は輸出契約額の25%以内とし、カバー期間中に為替差益が生じた場合は、輸出業者は差損発生時に受け取った保険金を返却しなければならない。

(3) 保険対象適格物件

- イ. 原則として、先物市場における妥当な条件でリスク・カバーを行うことができないものに限られる。
- ロ. 当局がとくに認める場合は、外貨建契約の船舶および石油精製設備の輸入契約にも適用される。

(4) 保険期間

1. 10年以内に生じた為替変動にのみ適用される。
2. 本制度の提案は、最近ノルウェーの輸出がその大宗を占める船舶、機械(合計約3割)の不振を主因に低調であることから、為替面での不安を取り除き輸出促進を企図したものと受けとめられている。

なお、本制度は議会の承認を得たうえで実施に移される段取りとなっている。

◇ノルウェー、利潤マージン規制を撤廃

ノルウェー政府は5月末、昨74年2月に導入した小売

ノルウェーの貿易動向

(単位・十億クローネ)

	1974年		1975年			
	11月	12月	1月	2月	3月	
輸出(F O B)	2.89 (27.9)	3.00 (6.0)	2.99 (24.6)	2.84 (8.0)	3.33 (12.5)	2.14 (△22.5)
輸入(C I F)	3.88 (29.3)	3.91 (3.5)	4.12 (66.1)	3.84 (1.1)	4.24 (4.2)	3.90 (△ 5.8)
貿易収支	△ 0.99 (△ 0.75)	△ 0.91 (△ 1.21)	△ 1.13 (△ 0.08)	△ 0.99 (△ 1.17)	△ 0.91 (△ 0.98)	△ 1.76 (△ 1.37)

(注) 1. 季節調整済み、月平均。

2. カッコ内は前年(同月)比増減(△)率+%。ただし、貿易収支については前年(同月)実額。

業に対する暫定利潤規制(小売業の利潤マージンを74年2月水準に凍結)を撤廃する旨決定、発表した。

これと同時に消費者行政省(Department of Consumer Affairs)は、織維、くつ、家具等製造業に対する最高利潤規制も撤廃する旨明らかにした。

◇ノルウェー、新石油課税法の成立

ノルウェー議会は6月4日、政府提出の新石油課税法案を可決、承認した。

本法の主たる内容は次のとおり。

- (1) ノルウェーの大陵だなで操業する石油探掘会社の所得に対し25%の特別課税を賦課し、通常の50.8%の所得税とあわせた税率を約75%とする。
- (2) 石油価格は政府が独自に定めうこととする。

◇ポルトガル、一連の外貨準備対策を実施

1. ポルトガル政府は6月1日、輸入課徴金制度の導入を決定、即日実施した。本制度は一応年末まで継続されることが見込まれている。その具体的な内容は次のとおり。

課徴金	主要対象品目
10%	化学合成繊維、原毛、鉄、鉄鋼、自動車
20%	ミシン、電気洗たく機、メガネ、オートバイ、電気掃除機
30%	ラジオ、テレビ、カメラ

(注) 食料品、ガソリン等の生活必需品および再輸出原材料は対象外。

2. またポルトガル中央銀行は6月10日、同国政府がBIS(国際決済銀行)との間で金担保短期借款(総額250百万ドル)取決めを締結した旨発表した。
3. 以上の措置について中央銀行は、「最近の国際収支の悪化傾向と外貨準備の急減に対処したものであり、ちなみに、外貨準備は年初来4ヶ月間で440百万ドル減少した(1974年年間では630百万ドル減少)」旨コメントしている。

◇エジプト、スエズ運河を8年ぶりに再開

スエズ運河は6月5日、67年6月の第3次中東戦争ばっ発により閉鎖されて以来まる8年ぶりに再開された。同運河の閉鎖は、スエズ以東地域における日本の経済的進出(欧米諸国の後退)や海上輸送面での船舶の大型化、高速化等を促進するなど、世界経済に少なからぬ影響を及ぼしてきた。

今回エジプト政府が同運河再開に踏み切った背景としては、イスラエルに対する戦略的配慮のほかに、同國の

おかれたきびしい経済情勢があげられる。すなわち、同國では運河閉鎖の結果通航料収入がストップしたうえ、中東紛争の長期化から年々巨額の軍事支出(73年、GNPの20%)がかさみ、生産は停滞を続けていた。また同國は、綿花を除けば有力な輸出品を持たないことから、貿易収支は毎年大幅な赤字を続け、これを産油国などからの援助によって切り抜けてきた。こうしたことから、同運河の再開は同國經濟再建のためにも不可欠のものとなっていた。運河再開に先だって発表された通航料(SDR建)(注)は、閉鎖前の約2倍に引き上げられ、スエズ運河公社では年間4.5億ドルの収入を見込んでいる。

(注) スエズ運河の通航料(1スエズ・トン当り)

	新料金	旧料金比上界率
タンカー、貨物船	1.611 SDR(2.00ドル*)	98.9%
その他	1.772 (2.20)	118.7
空船(一律)	1.289 (1.60)	249.0

* ドル料金は1SDR=1.24151ドルで換算。

同運河の再開後については、大型船舶の通航に限界(当面は満載で6万重量トンまで通航可能)があるほか、この8年間における世界貿易の構造変化や輸送手段の技術革新の結果、閉鎖前のような役割(66年の世界海上荷動量の13.7%が同運河を通過)の回復を予想する向きは少ないが、巨額の石油収入を背景に輸入需要が急増している中東産油国を近くに控えているだけに、今後の動向が注目されている。

◇南アフリカ、ランド(Rand)の対米ドル中心レートを切下げ

南アフリカ準備銀行は6月27日、同国通貨ランド(Rand)の対米ドル中心レートを4.76%切り下げて1ランド当り1.40米ドル(従来は1ランド当り1.47米ドル)とし、ただちに実施する旨発表した(新しい対米ドル売買レートはそれぞれ1ランド当り1.3965米ドル、1.4035米ドル)。

これと同時に同行は、1974年6月に導入したランドの対米ドル売買レートを小幅かつひん繁に調整していくmanaged floating方式(49年7月号「要録」参照)をとりやめる旨明らかにした。この点についてHorwood蔵相は、「従来の方式の下で生じやすいリーズ・アンド・ラングズを防ぐことがねらい」とコメントするとともに、今後の通貨調整方針に関しては、「ランド・レートはより長期にわたって変更しないこととし、国内または国際経済情勢が基本的に変化しレート調整が不可欠とみなされる場合に限ってこれを行うこととする」旨述べている。

◇西アフリカ諸国、西アフリカ共同体創設条約に調印

西アフリカ15か国(注)首脳は5月28日、ナイジェリア

の首都ラゴスにおいて「西アフリカ共同体」(ECOWAS, Economic Community of West African States)創設条約に調印した。本共同体創設は73年12月(ナイジェリアとトーゴ首脳が同構想を発表)以来進められてきたもので、同条約によれば、共同体創設の目的は、当面、①域内貿易障壁の撤廃、②各国農業・工業・エネルギー政策の協調推進、などにあり、最終的には通貨統合を目指している。

同共同体は各国の条約批准を待って正式に発足する。

(注) 加盟国は以下のとおりで、アフリカ諸国に占める加盟国のウェイトは人口で29%、GNPでは21%とかなり高い。

ナイジェリア、ガーナ、オートポルタ、マリ、コートジボアール、ニジェール、ギニア、セネガル、ダホメ、シェラレオネ、トーゴ、リベリア、モーリタニア、ギニアビサウ、ガンビア。

アジアおよび大洋州諸国

◆韓国、1975年第1四半期の国民総生産を発表

韓国銀行は6月上旬、1975年第1四半期(1~3月)の国民総生産(暫定計数)を発表した。これによると実質GDPは、前年同期比+5.4%と74年(+8.2%)に比較して著しい伸び率鈍化を示した。これは、景気浮揚を目的に公共投資の線上げ実施が行われたことから建設業および社会間接資本部門は高伸をみたものの、農林水産業部門が漁業の不振を主因に前年同期を下回ったほか、鉱工業部門も輸出不振や個人消費の低迷を映じて伸び率が大幅に鈍化したことによるものである。

韓 国 の 国 民 総 生 产

(前年または前年同期比増減(△)率・%)

項 目		1973年	1974年	1975年第1四半期
G	総 農 林 水 産 業	16.5	8.2	5.4
	鉱 工 業	5.5	6.9	△ 0.2
	うち製 造 業	30.4	15.7	6.6
	建設業および社会間接資本	30.9	16.1	6.4
	そ の 他	24.0	5.5	15.7
		11.3	3.5	1.5
G	個 人 消 費 支 出	8.5	5.9	4.6
	政府の財貨・サービス経常購入	3.4	13.4	14.8
	総 投 資	38.0	20.0	28.7
	うち国内総固定資本形成	29.2	7.5	35.0
E	財 貨・サービスの輸出	60.8	0.2	△12.1
	財 貨・サービスの輸入	35.7	6.7	△ 1.0

(注) 1970年不变価格による。

◆韓国、支払準備率を引上げ

1. 韓国銀行は6月16日、金融機関の支払準備率の引上げを決定、7月1日から実施した(単位・%、カッコ内は改訂前)。

商業銀行

要求預金 24 (23)

貯蓄性預金 17 (16)

農業協同組合・同中央会

要求預金 21 (20)

貯蓄性預金 15 (14)

2. 今次措置は、政府による景気浮揚策(公共投資の線上げ実行など)実施に伴う財政資金の大幅散超や輸出の漸増、外資の流入増大などからこのところ増勢を強めている流動性を吸収することにより、昨年末急騰に転じている物価(消費者物価1~4月中+13.9%)の抑制をねらったものである。

◆タイ、米穀の輸出プレミアムを引下げ

タイ政府は6月3日、米穀の輸出プレミアム(一種の輸出税)を400バーツ(蒸し米については600バーツ)引き下げるなどを決定した(これは輸出価格の5~10%引下げに相当)。

同国では、米穀輸出が、消費国の米産好調や中国の安値輸出などを背景として、昨秋来不振を続いているが(本年1~5月の輸出量前年同期比-21.9%)、米穀の国際市場価格が昨年4月をピークに低落を続け、本年5月にはタイ産米の輸出価格を若干下回るに至ったうえ、二期作収穫期も接近してきたため、国際競争力強化をねらい今次措置に踏み切ったもの。

◆パキスタン、1975年度予算案を発表

パキスタン政府は6月7日、1975年度(75年7月~76年6月)予算案を議会に提出した。ハニフ蔵相は予算演説において、農業生産の拡大を最優先に、あわせて工業生産の振興と貿易収支の改善を図り、GNP成長率9.0%達成(74年度実績2.6%)を目指す旨明らかにした。本予算案の概要は次のとおり。

(1) 歳出面では、農業生産の拡大(目標、前年度比11.5%増)のため肥料の増産やかんかい・発電設備等の整備拡充を重視したことなどから、開発支出は前年度比61%の急増を示した。また一般会計支出も、公債費、人件費等義務的経費の増加のほか、物価対策として小麦等生活必需物資に対する補助金を増額(前年度比2.2倍)したため、国防費の抑制(対前年度比、74年度32%増→75年度18%増)にもかかわらず比較的高い伸びとなっ

た。この結果、歳出規模は311億ルピーと前年度比43%増の大型予算となった。

- (2) 歳入面では、インフレ高進を映して消費税、売上税等は大幅な自然増収が見込まれるもの、生産活動の回復遅延や各種の生産活動刺激策の実施(特別減価償却制度の適用、新設企業に対する5%の税の払戻しなど)により関税、所得税、法人税が伸び悩み、このため歳入全体では前年度比24%増にとどまっている。
- (3) この結果、収支じりは前年度を上回る大幅赤字となり、その大部分を引き続き外国援助に依存するかたちとなっている。

パキスタンの1975年度予算案

(単位・億ルピー)

		1974年度 (当初) (予算)	1975年度	前年度比 増加率
歳 出	経常支出	110	143	30%
	うち国防費	60	70	18
	公債費	21	31	50
	一般行政費	10	15	48
	補助金	7	16	122
	開発支出	85	137	61
歳 入	投融資	23	31	35
	計	218	311	43
	関税	50	58	16
	消費税	30	45	49
	所得税・法人税	10	13	24
	売上税	7	13	79
その他とも計		126	156	24
収支じり	△92	△155	—	
うち国外援助	56	115	106	
国内借入れ	36	40	11	

◇サウジアラビア、第2次開発5か年計画を発表

1. サウジアラビア政府は5月22日、第2次開発5か年計画(期間、75年7月~80年5月)を発表した。同計画は、石油・ガス関連工業に対する大規模投資を中心として広範な経済開発を推進し、経済基盤の多様化および実質成長率10%を超える高度成長の達成をねらいとしている(別表)。投入資金は総額4,980億リアル(約1,435億ドル)で、第1次計画に比べ15.6倍の規模に達している。

主要投資計画等は次のとおり。

(1) 経済社会開発関係(905億ドル)

イ. 工業開発(140億ドル)……天然ガスの処理(年間12

サウジアラビアの部門別開発達成目標

(単位・億リアル)

	1974年度 (実績見込み)	1979年度		年平均 伸び率
		構成比 %	構成比 %	
民間部門	1,451	97.5	2,355	97.2 10.2
うち石油部門	1,287	86.5	2,048	84.6 9.7
非石油部門製造業	9	0.6	17	0.7 14.0
建設	44	3.0	88	3.6 15.0
卸・小売等	26	1.7	52	2.1 15.0
輸送・通信	36	2.4	73	3.0 15.0
政府部門	36	2.4	66	2.7 12.9
G D P	1,488*	100.0	2,422	100.0 10.2

(注) *印=約429億ドル。

百万トン)・積出し施設、輸出用製油所(3~4か所)、石油化学工場(7か所)、肥料工場(3か所)、製鉄所(年産3.5百万トン)等。

ロ. 農業開発(110億ドル)……かんがい農地の拡大(12→17万ha)等。

ハ. 電力開発(170億ドル)……発電所・送電施設の建設等。

ニ. 水道計画(97億ドル)……海水の淡水化等。

ホ. 教育関係(208億ドル)……教育の普及と高度化。

ヘ. インフラストラクチャその他(180億ドル)……高速道路建設(13千km)、港湾取扱能力の増大(年間5→13百万トン)、住宅建設(27万戸)等。

(2) 防衛関係(260億ドル)

(3) 行政関係(110億ドル)

(4) 対外援助(160億ドル)

2. 同国では、石油に対する過度の依存(74年度の石油部門のGDP構成比、86.5%)を是正していくため、多岐にわたる部門の開発を同時的に推進し、5年後には「先進工業国との仲間入りをする」ことを目指している。しかしながら、同計画遂行にあたっては、当面資金面の不安はないとしても、50万人にも及ぶ外国人技術者、教師、労働者等の受入れが必要であるうえ(これには政治、宗教、社会上の障害が多い)、インフラストラクチャ面のあい路や急テンポの経済開発によるインフレの激化などが予想されており、同計画の実施にはかなりの困難が伴うものとみられている。

◇イスラエル、平価切下げを実施

1. イスラエル政府は6月17日、貿易収支の大幅悪化に対処してイスラエル・ポンドの平価切下げを決定、翌18日から実施するとともに、今後とも必要があれば段階的

に平価を切り下げる方針を明らかにした。本措置の概要は次のとおり。

- (1) 平価を1米ドル=6.00イスラエル・ポンドから同6.12イスラエル・ポンドに切り下げる(切下げ率はIMF方式で1.96%、欧州方式で2.0%)。
- (2) 大蔵、通産、法務の各大臣とイスラエル銀行総裁からなる為替問題担当閣僚委員会を設置し、同委員会に2%(欧州方式)の範囲内で、30日ごとに平価を切り下げる権限を与える。

2. 同国では第4次中東戦争以後の巨額の軍事支出(74年度37億ドル、対GDP比27%)や生産水準の回復および世界的インフレの影響から輸入が急増した反面、輸出が伸び悩みを続け、貿易収支赤字幅が年を経て拡大(赤字額72年13.3億ドル、73年27.9億ドル、74年35.3億ドル)を示したため、昨年11月にも30%(IMF方式)の大幅切下げを含む一連の国際収支対策を実施したが(49年11月号「要録」参照)、期待した効果はあがっていない。そのうえ、援助等移転収入も減少傾向にある(73年21.9億ドル、74年15.8億ドル)ことから、貿易収支赤字幅の縮小は同国にとって大きな問題となっている。今回の切下げはこうした事態に対処するためとられた措置であるが、30日ごとに2%の範囲内で切り下げる方式を導入したのは、外国為替市場での投機を回避するとともに、輸出を促進し、同時に、深刻化する国内物価面(本年1~3月中の消費者物価対前年同期比上昇率は47%)への影響を最小限にとどめるような為替レート設定を主なねらいとしているためといわれる。

◇ニュージーランド、1975年度予算案を発表

ニュージーランド政府はさる5月30日、1975年度(75年4月~76年3月)予算案を発表した。本予算案の発表にあたりティザード財相は、対外的には国際収支の改善、国内面では産業の振興、社会福祉の増進などを目標とする旨表明。予算規模、主要施策は次のとおり。

(1) 予算規模

歳出は、産業開発費、社会保障費等の拡大を中心に、3,827百万NZドルと前年度実績比19.1%(前年度当初予算比22.3%)の増加をみている一方、歳入は、税収の伸び悩みから3,330百万NZドルと前年度実績比10.3%(同12.1%)の伸びにとどまっている。この結果生じる赤字497百万NZドル(前年度赤字159百万NZドル)は、ユーロ資金の導入、公的借款、国債発行などによりまかう予定。

(2) 主要施策

イ. 外貨節約

(1) ガソリン価格の引上げ(78.6 NZセント→1 NZドル/ガロン)。

(2) しゃし品の販売税増税および課税品目の追加。

(3) 海外旅行者の免税持込み品の制限。

ロ. 産業、輸出振興

(1) 農業生産者に対する肥料補助金等の増額、農業融資の拡大、農業所得に対する免税点の引上げ。

(2) 合理化、生産性向上を図る企業への援助。

(3) 輸出関連企業に対する各種税制上の優遇措置実施や準備銀行による輸出金融枠の拡大など。

ハ. 社会保障の充実

(1) 住宅融資の拡大、住宅建設の促進。

(2) 獎学金の増額。

(3) 社会保障受給者に対する給付金の増額。

ニ. 所得政策

7月9日から労働者賃金を週1.4NZドル引き上げるとともに、標準給与所得者の減税を実施。

ホ. 対外援助

対GNP比率0.7%を維持し、前年度比40%増の57百万NZドルを計上。

ニュージーランドの1975年度予算

(単位・百万NZドル)

	1974年度 (当初) (予算)	1975年度	前年度比
歳出			
一般行政費	312	428	37.2
外交国防費	207	253	22.2
教育費	505	592	17.2
産業開発費	222	423	90.5
運輸・通信施設費	217	248	14.3
社会保障費	765	944	23.4
保健・医療費	467	561	20.1
債務償還・政府事業費		327	
その他とも計	3,129	3,827	22.3
歳入			
税	2,852	3,197	12.1
うち所得税	2,100	2,400	14.3
その他とも計	2,970	3,330	12.1
収支じり	△ 159	△ 497	—

共産圏諸国

◇コメコン銀行、1974年中活動状況を発表

国際経済協力銀行(通称コメコン銀行)は、このほど

コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

資産		負債			
	1973年末	1974年末			
現金・預け金 (うち預け金)	1,159 (1,144)	1,365 (1,342)	資本金・準備金 (うち払込済資本金)	145 (120)	156 (120)
貸出	1,630	1,722	預金 (うち定期預金)	2,404 (1,942)	2,565 (2,293)
その他資産	7	—	借入金	197	299
合計	2,796	3,087	その他負債	33	46
			純益金	17	21
合計	2,796	3,087	合計	2,796	3,087

1974年営業報告書を公表した。これによれば、同行の業容は加盟国相互間の決済額の増大、交換可能通貨による加盟国への貸出増加などを中心に一応拡大を示しているものの、従来と様変わりに拡大テンポが著しく鈍化している。

(1) まず振替ルーブルによる加盟国相互間の決済額は、相互貿易の拡大、経済協力の進展を映じて526億振替ルーブル(前年比10.9%増)と前年(同9.5%増)を若干ながら上回る伸びを示した。

(2) 次に貸出は、加盟国による西側諸国からの資本財輸入の増大を映じて、交換可能通貨による貸出が大幅増加(前年比30%増)をみているが、大宗を占める振替ルーブルによる貸出が前年並みにすぎなかったことから、74年末残高は前年比わずか5.6%の増加にとどまった。

(3) また預金についても、ソ連等の積増しから交換可能通貨による預金が前年比16%方増加したが、全体ではほぼ貸出並みの伸び(前年末比6.0%増)にとどまった。

◆コメコン国際投資銀行、1974年中活動状況を発表

コメコン国際投資銀行はさる5月、1974年の同行営業内容を発表した。その主要点は次のとおり。

(1) 74年末における貸出残高は、41件186百万振替ルーブル(前年末の2.25倍)と大幅増加を示した。かかる貸出増加は、74年中に6件の新規プロジェクトに対する融資が開始されたことが主因であるが、なかでもコメコン主要国共同による天然ガス開発・同パイプライン

建設プロジェクト向け融資によるところが大きい。

(2) 一方借り入れは、加盟各國の需資増大を映じて西側銀行を通じるユーロ資金取入れを中心に急増、74年末残高は102百万振替ルーブル(前年末の2.75倍)に達した。

(3) 損益状況は良好で、利益金は13百万振替ルーブル(前年比18%増)に拡大した。

(4) なお、74年1月、発展途上国に対する経済・技術援助を目的

コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

資産		負債			
	1973年末	1974年末			
現金・預け金	344.1	338.8	払込済資本金	368.4	368.4
貸出	82.7	186.3	積立金	11.3	18.0
什器・備品	0.3	0.3	特別融資基金	—	25.0
その他	6.1	6.6	借入金	37.3	102.6
合計	433.2	532.0	その他	4.6	4.3
			利益金	11.6	13.7
合計	433.2	532.0	合計	433.2	532.0

に、新たに特別融資基金(総ファンド10億振替ルーブルを予定)が発効し、加盟各國のきょ出(当初きょ出額計25百万振替ルーブル)をまつて活動を開始した。

◆東ドイツ、1975年経済計画を発表

東ドイツ政府は、このほど1975年経済計画を発表した。同計画の特色は、次期5ヵ年計画(1976~80年)を控えて、経済拡大よりも各部門間のアンバランス是正、経済活動の円滑化に重点が置かれている点である(国民所得、前年比+5.5%、前年同+6.3%)。概要次のとおり。

(1) 工業生産は、前年比6.3%増と前年実績(同+7.4%)はもとより、同計画(同+6.7%)をも下回る伸びを設定しているが、化学(同+8.9%)、電機・電子機器(同+7.5%)、ガラス(同+9.9%)等の重点部門では引き続き大幅増産を計画。なお、本年の重点課題のひとつは原燃料の節約であり、各部門とも単位当たり3%前後の削減を義務づけられている。

(2) 農業生産は、前年好伸(前年比+8.3%)のあとを受けて2.4%の伸びを見込む。生産性向上のため、前年

に続き機械化、化学化に注力することとしている。

- (3) 対外貿易は、前年比9.1%増を予定。前年の輸入急増もあり、本年は輸入を極力抑制する一方、輸出拡大に傾注する方針。
- (4) 国民生活については、実質所得の引上げ(前年比+4.4%)、小売売上高の増加(同+4.6%、うち耐久消費財同+6.2%)を中心向上を図ることとしているが、実質所得の伸びは、上記各生産部門の伸び率低下を映して從来(73~74年平均、+5.2%)に比べかなり引き下げられている。

東ドイツの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1972年 実績	1973年 実績	1974年		1975年 計画
			計画	実績	
国民所得	5.4	5.5	5.4	6.3	5.5
工業生産	6.3	6.8	6.7	7.4	6.3
投資	3.0	8.5	5.3	4.0	4.4
小売売上高	6.0	5.9	5.2	5.9	4.6
貿易	12.8	14.0	10.0	19.7	9.1

◇ チェコスロバキア、1975年経済計画を発表

チェコスロバキア政府が発表したところによれば、1975年経済計画は総じて前年実績並みの目標が設定され、引き続き安定成長が企図されている。計画の骨子は次のとおり。

- (1) 工業生産目標は、前年比6.4%増と前年実績(同+6.2%)並みに設定。なお、工業部門の生産・投資効率向上を図るため燃料、資材(非鉄、鉄鋼等)の節約を計画するとともに、化学、機械、建設資材等基礎産業部門への重点投資を行う方針。
- (2) 農業生産は、前年の大幅増産(穀物生産の前年比

チェコスロバキアの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1972年 実績	1973年 実績	1974年		1975年 計画
			計画	実績	
国民所得	5.9	5.2	5.0	5.2	5.6
工業生産	6.4	6.5	5.8	6.2	6.4
農業生産	3.6	4.0	3.8	3.0	3.3
投資	6.0	8.4	9.6	8.7	n.a
小売売上高	5.5	5.8	5.5	7.5	4.6
貿易	7.4	8.8	20.5	6.2*	
	6.7	16.9	7.6*	25.9	5.6*

(注) *印は社会主義国向け。

+10.0%)もあって、前年比3.3%増(穀物+4.2%、畜産+2.5%)にとどめられている。

- (3) この結果、国民所得の伸びは前年比5.6%増と前年実績(同+5.2%)を若干上回る程度にすぎないが、かかる伸びが達成されれば、現行5か年計画目標(71~75年間の国民所得増加率+28%)は超過達成されることとなる。

◇ ポーランド、1975年経済計画を発表

ポーランド政府は、このほど1975年経済計画を発表したが、これによれば、前年の高成長のあとを受けて引き続き大幅拡大(国民所得の前年比+9.8%)が企図されている。計画の骨子は次のとおり。

- (1) 工業生産は、機械、化学、紙・パルプ等の新工場の稼働開始もあって、前年比11.4%増とほぼ前年(同+12.2%)並みの伸びを予定。この間工業向け投資は、選別投資の徹底により投資効率を高めることに重点が置かれている。
- (2) 農業生産目標は、前年の不振(前年比+2.0%)を考慮し3.7%増と控えめに設定。かかる生産達成のため、引き続き農業基盤の整備を進める一方、肥料、農業機械の投入量を増大させる予定(肥料供給量前年比+8.1%、農業機械同+13%)。
- (3) 貿易については、前年中価格高騰を主因に輸入が急増(前年比+33.2%)し貿易収支が一段と悪化したことからかんがみ、新規市場開拓、西側企業との産業協力などにより輸出を促進し、貿易の拡大均衡を達成する計画(輸出前年比+18.4%、輸入同+14.0%)。
- (4) 国民生活の向上についても引き続き注力、実質賃金の大幅引上げ(前年比+10.2%、前年計画同+5.0%)を行なうとともに、住宅建設(同+10.6%)も意欲的に進めることとされている。

ポーランドの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1972年 実績	1973年 実績	1974年		1975年 計画
			計画	実績	
国民所得	9.0	9.5	9.5	10.0	9.8
工業生産	10.8	11.0	11.1	12.2	11.4
農業生産	8.1	8.0	4.3	2.0	3.7
投資	21.5	12.9	12.4	25.6	6.0
実質賃金	6.5	8.0	5.0	8.0	10.2
貿易	17.1	17.1	18.0	29.5	18.4
	21.4	33.8	22.0	33.2	14.0